

第3次

刈谷市 緑の基本計画

希望にみちた 豊かな暮らしを支える かりやの緑
～ みんなで育む かりやの緑づくり ～



計画期間 [2023年度～2032年度]

第3次 刈谷市 緑の基本計画

目 次

第1章	計画の基本事項	
1	緑の基本計画とは	1
2	緑の基本計画の位置づけ	1
3	計画期間	1
4	計画の対象とする緑	2
5	緑のはたらき	2
6	計画改定の背景	3
第2章	緑の現状と課題	
1	緑の現状	7
2	課題を捉える5つの視点	7
3	5つの視点から整理した緑の課題	8
第3章	緑の将来像	
1	計画の理念	9
2	緑の将来像	10
第4章	基本方針と施策の体系	
1	緑の基本方針	11
2	施策の体系	12
第5章	計画の目標	
1	計画の枠組み	13
2	計画の数値目標	13
第6章	具体的な施策の内容	
1	「まもる緑」	15
2	「つくる緑」	17
3	「たかめる緑」	19
4	「つなぐ緑」	21
第7章	緑化重点地区計画	
1	緑化重点地区の設定	23
2	洲原風致地区一帯	24
3	刈谷市総合運動公園一帯	25
4	刈谷駅周辺・亀城跡風致地区一帯	26
5	フローラルガーデンよさみ一帯	27
6	小垣江駅周辺	28
第8章	計画の実現に向けて	
1	緑のまちづくりに向けた役割認識	29
2	計画の進行管理	30

第1章 計画の基本事項

1 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、緑に関する総合的な計画として、都市緑地法[※]第4条により市町村が定めるものであり、緑地の保全や都市公園[※]の整備、公有地や民有地の緑化の推進など、緑全般についての将来像とそれを実現するための施策を計画的に推進するための指針となるものです。

2 緑の基本計画の位置づけ

「第3次刈谷市緑の基本計画」(以下「本計画」)は、上位計画である総合計画に即し都市計画マスタープランに整合し、上位計画に位置づけたまちづくりを促進するための、緑化施策を位置づけます。

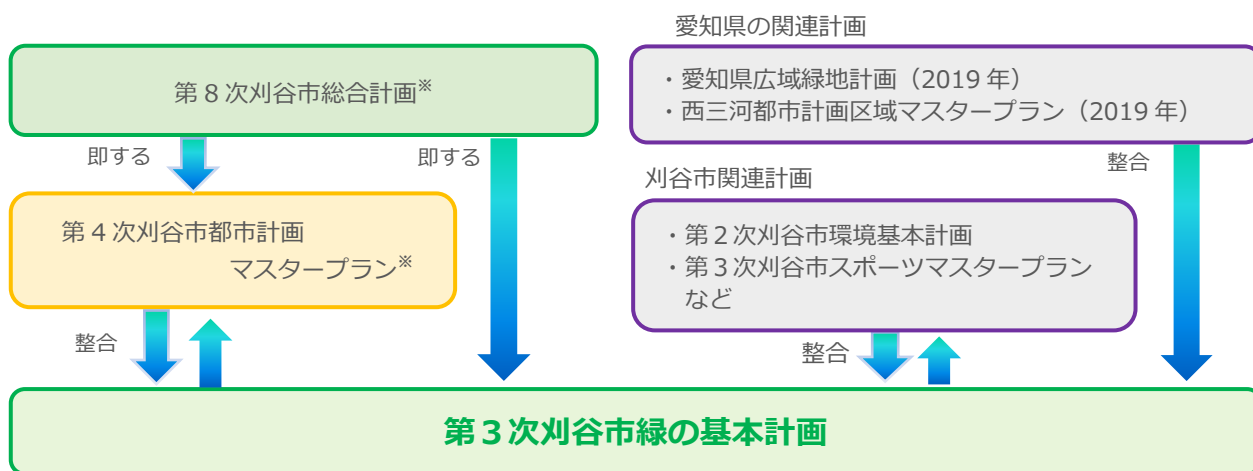
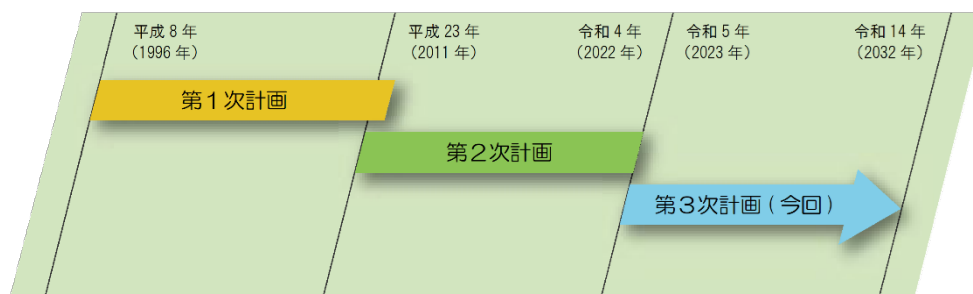


図1-1 上位・関連計画との関係図

3 計画期間

本計画は、基準年次を令和5年(2023年)とし、目標年次を令和14年(2032年)とします。なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や法律の改正などにより、必要に応じて見直しを行います。

■計画期間



[用語の説明]

※都市緑地法：良好な都市環境の形成を図り健康で文化的な都市生活の確保に寄与するため、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する事項を定めた法律。

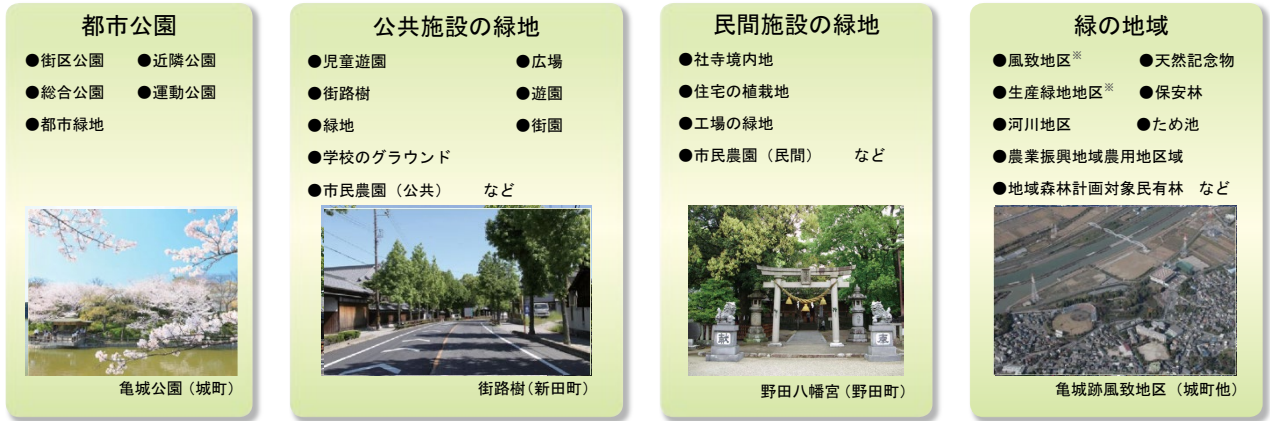
※都市公園：都市公園法に基づき設置された公園緑地。

※第8次刈谷市総合計画：将来の刈谷市をどのようなまちにしていきたいのかを総合的・体系的にまとめた最上位計画。

※第4次刈谷市都市計画マスタープラン：まちづくりの将来ビジョンや整備方針など、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めた計画。

4 計画の対象とする緑

本計画の対象とする緑は、都市公園や公共施設の緑地のみならず、住宅や工場などの民間施設の緑地、農地や森林なども計画の対象とします。



5 緑のはたらき

都市の緑には、下図のようなはたらきがあり、様々な機能の緑をネットワークで結ぶことにより、さらに効果的に機能を発揮させることができます。



動植物の生息地であり、ヒートアイランド現象*など気象条件を緩和する機能があります。



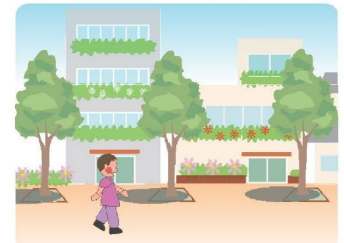
自然とのふれあいや、様々なレクリエーション活動を楽しむことのできる場所となります。



図1-2 緑のはたらき



被災時に避難場所になるとともに、火事の広がりを抑えるなど、まちの安全性を高める機能があります。



歴史や文化と一体となって、その地域ならではの魅力ある景観を創り出します。

[用語の説明]

※風致地区：自然的環境を主体とした都市景観を維持するため指定された地域地区。

※生産緑地地区：市街化区域内において、緑地機能の優れた農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として指定された地域地区。

※緑のネットワーク：河川や街路樹、道路から見える沿道の風景などの線的な緑地を、公園や緑地などを経由しながら網状につなげること。

※ヒートアイランド現象：都市部の気温がその周辺の郊外部に比べて異常な高温を示す現象。

6 計画改定の背景

「第2次刈谷市緑の基本計画」（平成23年3月策定）は、平成32年（2020年・令和2年）を目標年次として、平成23年（2011年）3月に策定しました。その後、この計画に基づいた緑化及び緑の保全等を推進してきましたが、以下の8つの背景により、本計画を改定することが必要となったため、新たに令和14年（2032年）を目標年次として計画の改定を行うものです。

〔計画改定の背景〕

① 社会情勢の変化への対応

少子・高齢化社会の進行、頻発する自然災害、地球環境問題の悪化、新型コロナウイルス感染症の流行、市民のライフスタイルの多様化など、日々変化する社会情勢に対応した計画づくりが必要となってきています。刈谷市では、人口・世帯数は当面増加する見込みではありますが、高齢化社会の進展などを背景に、快適な居住環境の形成と災害リスクに備えた、安心・安全で暮らし続けたい都市づくりをめざしていくことが必要です。

② 進展する活力ある都市づくりへの対応

製造品出荷額等が全国でも上位に位置する刈谷市は、刈谷スマートインターチェンジの開通や、リニア中央新幹線開業に向けて、産業競争力を強化し、活力ある都市づくりをめざしています。そのため、新たな産業系・住居系市街地が創出される中、残された自然環境を保全し、市域全体でバランスある発展をしながら、緑豊かな魅力ある都市づくりを推進していくことが必要です。

③ 緑とオープンスペース[※]施策の新たなステージへの移行

平成28年（2016年）5月に国土交通省が設置した「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」により、社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備の社会状況の変化を背景として、緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視する『新たなステージ』へ移行すべきとしており、新たな時代に対応した施策展開が必要です。

『新たなステージで重視すべき観点』

- 観点1 ストック効果をより高める
- 観点2 民間との連携を加速する
- 観点3 都市公園を一層柔軟に使いこなす

〔用語の説明〕

※オープンスペース：都市部において建物が建っていない一定の広がりのある土地や緑地。

④ グリーンインフラ[※]で持続可能な魅力あるまちづくり

令和元年（2019年）7月に国土交通省より「グリーンインフラ推進戦略」が公表され、昨今の自然災害の頻発化・激甚化、人口減少や少子高齢化等の社会経済情勢の変化を踏まえ、次世代を見据えた社会資本整備や土地利用を推進する観点から、グリーンインフラの取組みを普及・促進していくこととしています。

⑤ 都市緑地法等の法改正による新たな制度への対応

国においては、平成29年（2017年）5月に都市緑地法、都市公園法、生産緑地法などの緑に関する法律について改正が行われています。また、愛知県においても、平成31年（2019年）3月に「愛知県広域緑地計画」を改定しています。

法改正の主な目標・効果としては、民間活力を最大限に活用して、緑・オープンスペースの整備・保全を推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現することとしており、刈谷市においてもこの目標の実現に向けて取り組む必要があります。

都市公園の再生・活性化 【都市公園法等】	緑地・広場の創出 【都市緑地法】	都市農地の保全・活用 【生産緑地法・都市計画法・建築基準法】
<改正のポイント> ☆都市公園で保育所等の設置を可能に（国家戦略特区特例の一般措置化） ☆民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設 ☆公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸（10年⇒30年） ☆公園の活性化に関する協議会の設置	<改正のポイント> ☆民間による市民緑地の整備 ☆緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充	<改正のポイント> ☆生産緑地地区の一律500㎡の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に（300㎡を下限） ☆生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能に ☆新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設（地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制）
地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実 【都市緑地法等】		
<改正のポイント> ☆市区町村が策定する「緑の基本計画」（緑のマスタープラン）の記載事項を拡充 ⇒都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み		

<目標・効果>

民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現

⑥ 生物多様性[※]を維持する水辺環境の保全・活用

生物多様性は、生物の生息空間だけの問題ではなく、市民の暮らしと密接に関連しています。そして、生物多様性保全は広域的な観点から実施する必要性があり、愛知県の「愛知県広域緑地計画」においては、本県の生物多様性の危機は依然深刻であり、今後さらなる努力と緊急で効果的な施策が必要であるとしています。

本市においては、北部地域に点在するため池や、国の天然記念物に指定されている「小堤西池の力カツバタ群落」は、生物多様性が高く、希少性の高い野生生物の生息空間となっていることから、永続的な水辺環境の保全と活用が必要です。

[用語の説明]

※グリーンインフラ：自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。

※生物多様性：あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態と生物が未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた概念。

⑦ 新型コロナ危機を契機とした公園などのオープンスペースの利用の変化

「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」（令和2年8月国土交通省都市局）において、『オープンスペースの今後のあり方と新しい政策の方向性』が示されています。

新型コロナ危機下では、多くの方が自宅近くで過ごす時間が増え、住まいの身近な環境や地域の自然資源の重要性が認識されるようになり、運動不足の解消・ストレス緩和の効果が得られる場として、オープンスペースの重要性が再認識されるようになりました。

このような中、屋外空間である公園緑地は、感染症への感染リスクは高くないと考えられており、新型コロナ危機を契機に、テレワーカーの作業場所や、これまでに屋内で行っていたフィットネスを公園で実施したり、オープンスペースにキッチンカーを配置し、オープンカフェとして活用するなど、過密の発生を防ぐ工夫として、公園などの公共空間が利用され始めています。

このように公園などの緑やオープンスペースを、地域でのエリアマネジメント[※]活動の実践の場として柔軟に活用する上では、市民組織やNPO法人、指定管理者などの民間事業者の果たす役割が大きく、それを効果的に活用するための人材育成の必要性が高まっています。

また、新型コロナ危機により、再認識された公園緑地などの緑とオープンスペースの価値は、多機能性を持つグリーンインフラとして、その効果を戦略的に高めていく必要があります。

そして、新たな生活様式に対応していく上では、多世代の多様な利用ニーズに対応した魅力的な緑とオープンスペースを整備・利活用することが重要です。

さらに、既存のオープンスペースなど柔軟かつ多様な利活用を図るためには、地域コミュニティなどが連携し、多様な主体が参画できるプラットフォームを形成し、日頃から地域の課題に応じたオープンスペースの活用方法について各地域で検討を深めることが必要です。

『緑とオープンスペースの今後の都市政策の方向性』

- i グリーンインフラとしての緑とオープンスペースの戦略的活用・充足
- ii まちなかの様々な緑とオープンスペースの総合的な活用
- iii 地域の関係者の連携による緑とオープンスペースの柔軟かつ多様な活用

⑧ SDGs の理念に基づく緑のまちづくりの推進

SDGs (Sustainable Development Goals) は、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、平成 27 年 (2015 年) の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことであり、令和 12 年 (2030 年) までを期限とする世界共通の目標です。持続可能な世界を実現するために 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、経済・社会・環境を包含する統合的な取組みを示しています。

SDGs の目標は、スケールこそ異なるものの、緑の基本計画に示す各施策のめざす方向性とおおむね一致するため、緑の基本計画の施策を展開することで、SDGs の推進を図るものとしします。

本計画では、「具体的な施策の内容」において、該当する SDGs のゴールを表示し、関連性を示すものとしします。



図 1-3 SDGs の 17 の目標

第2章 緑の現状と課題

1 緑の現状

1) 緑の量

本市の緑地の面積は約 1,890ha あり、市全域の約 4 割を占めます。市全域の緑被率[※]は約 34.6%ありますが、市街化区域の緑被率は 9.8%と低い値となっています。(表 2-1)

2) 都市公園などの量

都市公園は、109 箇所、約 131.4ha が整備されており、住民 1 人当たりの都市公園面積は約 8.6m²/人、住民 1 人当たりの都市公園等面積は約 13.3m²/人となっていますが(表 2-2)、国が定める整備目標値(表 2-3)には達していないため、引き続き都市公園などの整備を進める必要があります。

表 2-1 刈谷市の緑の量

●市全域の緑地面積	約 1,890 ha
●市全域の緑被率	約 34.6 %
市街化区域の緑被率	約 9.8 %
市街化調整区域の緑被率	約 56.1 %

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

表 2-2 刈谷市の都市公園などの量

●住民 1 人当たりの都市公園面積	約 8.6 m ² /人
●住民 1 人当たりの都市公園等面積	約 13.3 m ² /人
●市街化区域の身近な公園緑地の配置率	約 77.8 %

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

表 2-3 国が定める都市公園と都市公園等の整備目標値

住民 1 人当たりの都市公園面積	10 m ² /人以上
住民 1 人当たりの都市公園等面積	20 m ² /人

2 課題を捉える 5 つの視点

前計画では、「環境」「安全」「活力」「生活」の 4 つの視点で、緑の課題を整理していました。今回の改定においては、新たな時代に向けた新しい緑づくりを進めるために、新たに『活用』の視点を加え、5 つの視点とします。『活用』の視点は、他の 4 つの視点と相互に連携する視点となります。

視点 1 環境

身近な生活環境や都市環境から地球規模の環境まで、人や動植物が生きている自然環境に関する視点

視点 2 安全

地震や風水害など、自然災害への対応の他、事故や犯罪など日常的な安心の確保に関する視点

視点 3 活力

緑を核とした人々の交流や賑わいづくり地域資源の活用による魅力の創出、活性化などに関する視点

視点 4 生活

人々の日常的な安全で健やかな生活環境づくりなど、緑による質の高い豊かな暮らしに関する視点

視点 5 活用

緑が有する多様な機能を最大限に発揮させるための市民協働や民間との連携による緑の活用に関する視点

[用語の説明]

※緑被率：ある地域における緑に被われた場所の割合。河川、ため池などの水面を除いた平面的な緑の量としている。

3 5つの視点から整理した緑の課題

本市における緑の課題は次のとおりです。

1) 「環境」の視点からみた課題

- 地球温暖化やヒートアイランド現象への対応
- 北部地域のため池など水辺環境の生物多様性保全への対応
- 生産緑地（都市農地）や市街地周辺部の農地の保全などによる緑被地減少への歯止め
- 環境問題に関する市民の意識向上への対応

2) 「安全」の視点からみた課題

- 南海トラフ地震等の災害時の身近な避難場所等となるオープンスペースの確保
- 火災の延焼遅延や防止、雨水の浸透・貯留による浸水被害などの防災・減災機能の強化
- 都市公園の再整備等による施設の安全性の確保や、植栽の適正管理による防犯性の向上

3) 「活力」の視点からみた課題

- 北部、中部、南部における各地域の代表的な公園の特色をいかした地域の活性化
- スポーツ・レクリエーション拠点としての公園の更なる活性化
- 多様化している公園ニーズに対応するため、民間ノウハウを活用した公園機能の充実

4) 「生活」の視点からみた課題

- 市民の生活に身近な都市公園の整備
- 新たな生活様式にも対応した公園機能の拡充
- 公園緑地を活用した市民の健康づくり、子育て支援ができる環境づくり
- 市民の満足度を高める公園緑地の魅力向上
- 美しい都市景観を形成する公共施設の緑化や民間施設の緑化推進による緑のまちづくり

5) 「活用」の視点からみた課題

- 愛護会[※]等、市民による緑の保全と緑化の推進と多様な主体による連携・協働の取組み拡大
- 将来都市構造と連動し、まちづくりの課題に対応する多面的な公園利用や公園再編による緑の創出
- 市民緑地[※]の整備など、新たなマネジメント手法による緑の創出と公園の利活用

[用語の説明]

※愛護会：公園等愛護会として、自分たちの身近な公園等を気持ちよく利用できるように、定期的な清掃・除草などの活動をする団体。

※市民緑地：都市緑地法第 60 条に基づき、民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する市民緑地認定制度による市民緑地のこと。

第3章 緑の将来像

1 計画の理念

緑には、環境保全機能、防災機能、レクリエーション機能、景観形成機能といった様々な機能を有することから、これまでの計画では、いかに緑の量を増やし、いかに貴重な緑を保全するかということを重視してきました。しかしながら、これからの緑に求められる視点として『活用』が付加され、「緑の質を高め」、「緑の多様な機能を活用」することが必要となってきました。

そこで、本計画においては、これまでの理念である「刈谷市民の誓い」と「緑化推進都市の宣言」を引き継ぎつつ、かりやの緑が、市民の“緑のまちづくり”への期待に応え、市民の豊かな暮らしの基盤となりうるようめざします。また、計画推進に向けては、これまで以上に市民、事業者、行政など様々な主体との連携・協働が重要になっていくことから、計画の理念を以下のとおりとします。

(計画の理念)

希望にみちた 豊かな暮らしを支える かりやの緑
～みんなで育む かりやの緑づくり～

刈谷市民の誓い (昭和50年5月2日制定)

わたくしたちの刈谷市は、カキツバタの咲く美しい自然と長い歴史の中で、産業と文化の調和のとれたまちとして発展してきました。わたくしたち市民は、この先人の努力をうけつぎ、希望にみちた郷土のより発展をめざして、この誓いを定めます。

- 1 自然を愛し、緑にみちた美しい環境をつくります。
- 1 スポーツに親しみ、健康でたくましいからだをつくります。
- 1 教養を深め、心ゆたかな明るい家庭をつくります。
- 1 誠意を尽くし、明るく住みよい社会をつくります。
- 1 力を合わせ、青少年の希望あふれるまちをつくります。

緑化推進都市の宣言 (昭和46年6月21日議決)

生産文教都市刈谷は、都市開発、基盤整備事業が強力に進められ一大飛躍を遂げてきた。この繁栄と急激に変ぼうする環境において緑は減少し自然は失われつつある。こうしたなかで市民と市が一体となり緑の保存と樹木の増殖をはかり緑化を推進し明るい豊かなまちづくりのため刈谷市を「緑化推進都市」とすることを宣言する。

図3-1 計画の理念

2 緑の将来像

本市のめざすべき緑の姿を、緑の軸、緑の拠点、緑のエリアで構成される「緑の将来像図」として示します。

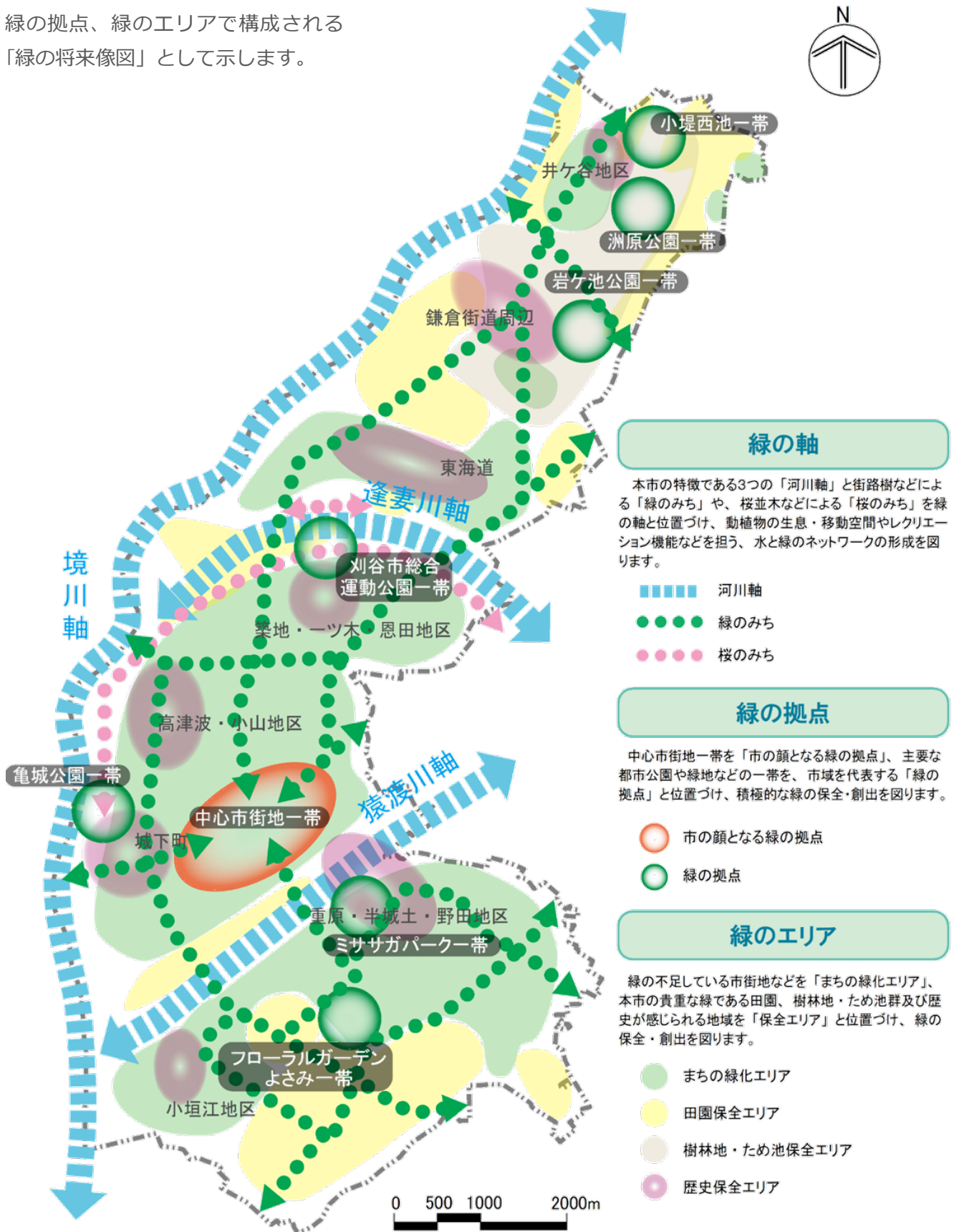


図 3-2 緑の将来像図

第4章 基本方針と施策の体系

1 緑の基本方針

「緑の基本方針」は、「環境」「安全」「活力」「生活」「活用」の5つの視点に基づき、以下のように構成します。本計画では、緑を中心とする自然環境を『グリーンインフラ』として捉え、その目標・効果として、環境・安全を「まもる緑」、活力を「つくる緑」、質を「たかめる緑」、市民を「つなぐ緑」（緑の活用）を基本方針とし、持続可能な“緑”のまちづくりを進めていきます。

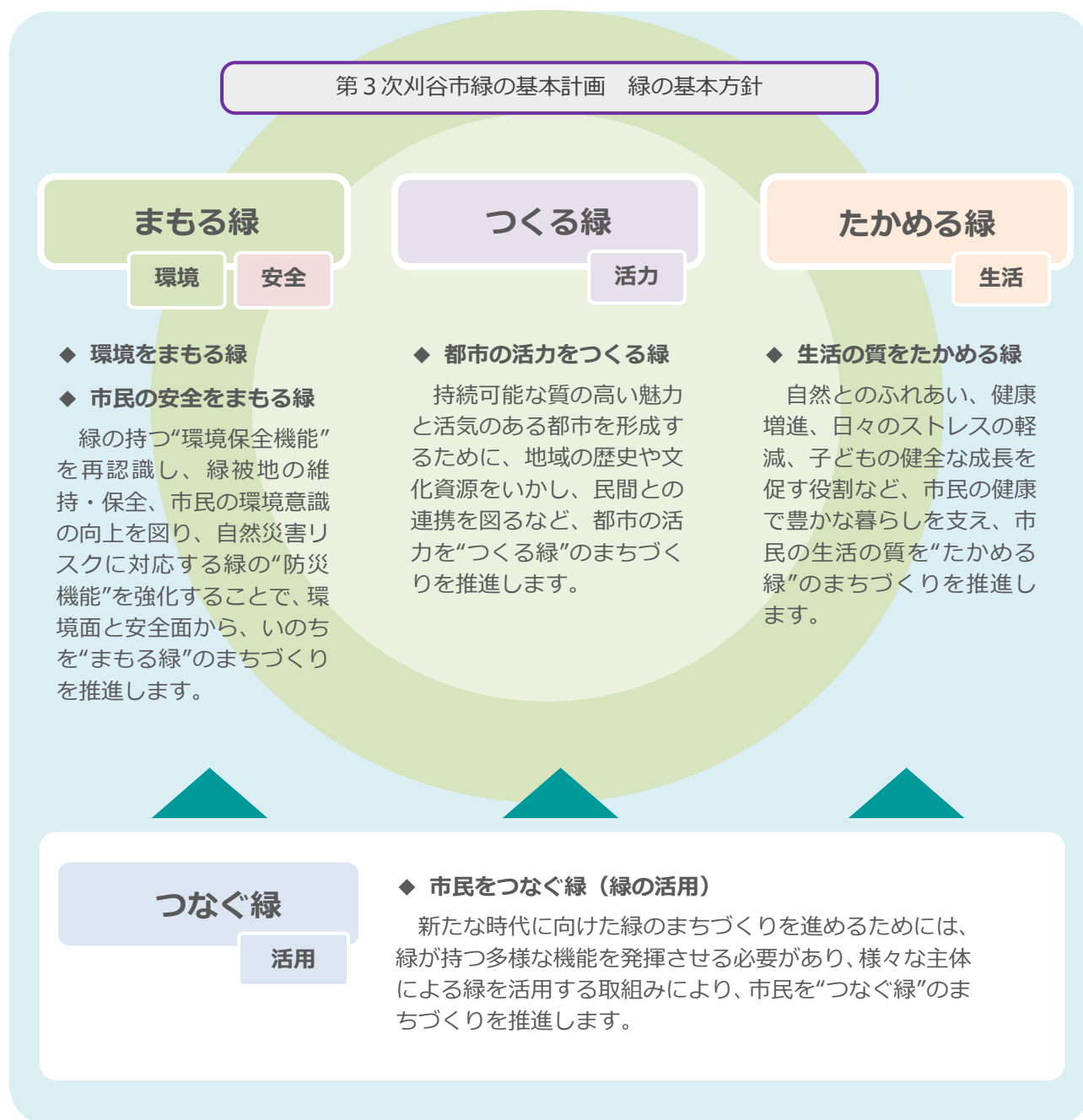


図4-1 緑の基本方針図

2 施策の体系

「計画の理念」を実現していくため、4つの基本方針に基づいた15の施策の方向性と、32の具体的な施策から構成される体系図を設定します。

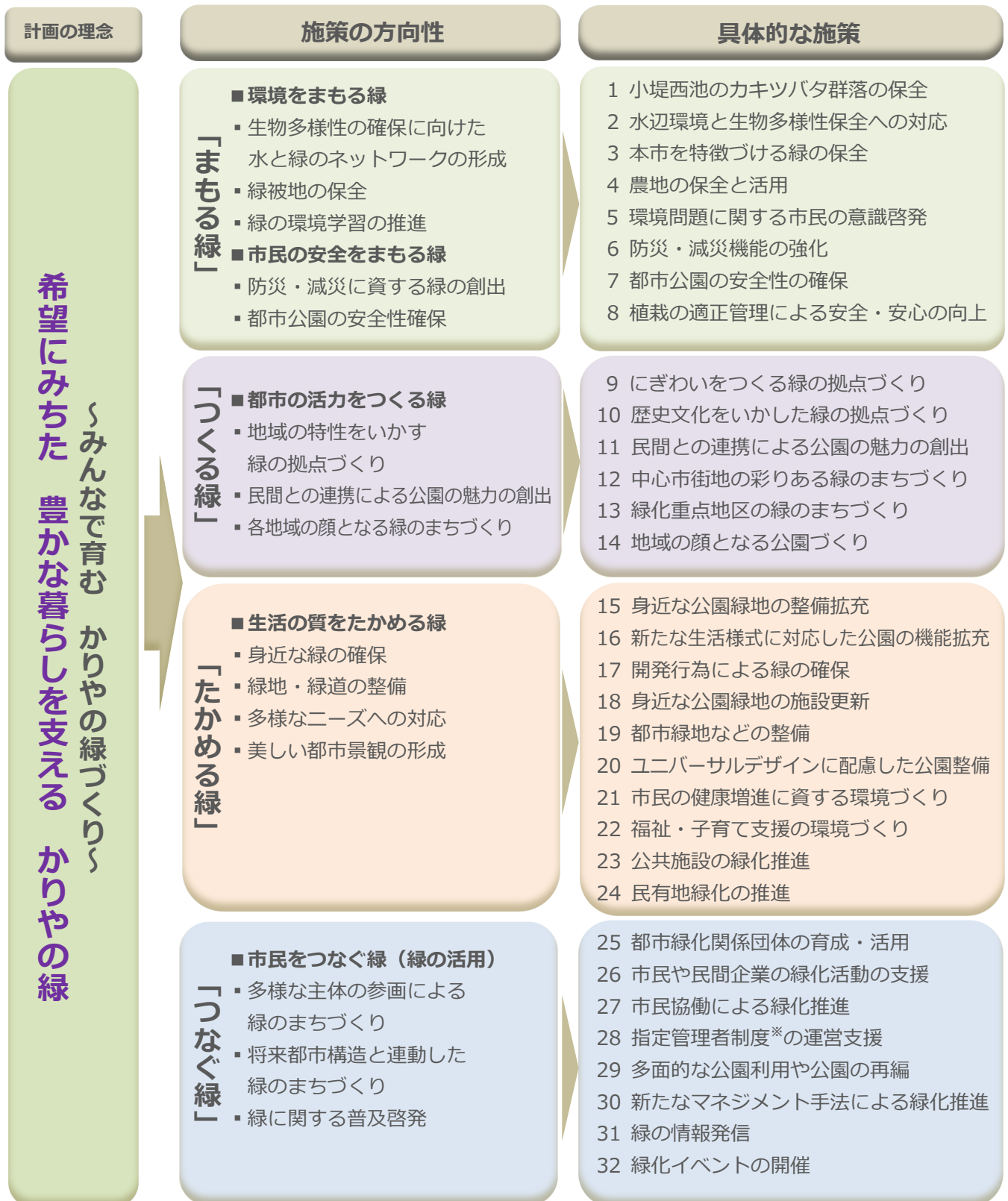


図 4-2 施策の体系図

[用語の説明]

※指定管理者制度：公共施設の管理運営を地方公共団体の指定を受けた民間事業者等の指定管理者が管理を行う制度。

第5章 計画の目標

1 計画の枠組み

■対象区域

本計画の対象区域は、刈谷市全域（5,039ha）とします。

■目標年次

本計画の目標年次は、令和14年（2032年）とします。

■将来人口フレーム

将来人口フレームは、第8次刈谷市総合計画及び第4次刈谷市都市計画マスタープランと整合を図り、表5-1のように設定します。

表5-1 刈谷市内人口

項目	現況 (令和4年4月1日現在)	目標年次 (令和14年)
刈谷市内人口	152,751人	156,100人

2 計画の数値目標

本市の「緑の将来像」を実現するための成果指標として、以下の数値目標を設定します。

「まもる緑」 のための目標

生物多様性の確保、緑被地の保全を図ることや、公園の適正な管理に取り組むことにより、環境面と安全面から、いのちをまもる緑のまちづくりをめざします。

●市街化区域の緑被率

環境をまもる緑を保全するため、本市を特徴づける風致地区の緑など、良好な都市環境の形成に資する都市農地などを保全し、市街化区域の緑被率の現状を維持します。	現況値 (R04)	9.8%
	目標値 (R14)	9.8%

●計画的な更新に取り組んだ施設数

市民の安全・安心をまもるため、公園施設長寿命化計画※に基づき更新する公園内の施設数を増やします。	現況値 (R04)	80箇所
	目標値 (R14)	190箇所

「つくる緑」 のための目標

持続可能な成熟した都市を形成するために、地域特性をいかし、民間との連携を図るなど、都市の活力をつくる緑のまちづくりをめざします。

●拡充・機能強化を図った公園数

地域の特性をいかす緑の拠点づくりを推進するため、岩ヶ池公園や亀城公園などの公園の拡充・機能強化を図ります。	現況値 (R04)	1箇所
	目標値 (R14)	7箇所

●刈谷市の施設緑地面積※

民間との連携による緑の創出や各地域の顔となる緑のまちづくりにより、刈谷市の施設緑地面積を増やします。	現況値 (R04)	244ha
	目標値 (R14)	260ha

[用語の説明]

※公園施設長寿命化計画：都市公園の施設について、進展する老朽化に対する安全対策の強化及び改築・更新費用の平準化を図るための計画。

※施設緑地面積：都市公園と公共施設緑地や公開空地など民間施設緑地を合わせた面積。



フローラルガーデンよさみ（高須町）

「たかめる緑」 のための目標

身近な公園緑地の整備拡充や、公共施設や民有地の緑化推進により、市民の豊かな暮らしを支え、生活の質をたかめる緑のまちづくりをめざします。

●住民 1 人当たりの都市公園面積*

身近な公園や緑地が不足する地域や、市街化区域の拡大予定地などで、適正な都市公園整備を進め、住民 1 人当たりの都市公園面積を増やします。	現況値 (R04)	8.6 m ² /人
	目標値 (R14)	9.4 m ² /人

●市街化区域の身近な公園緑地の配置率*

公園緑地の整備を進め、身近な距離に街区公園などがある市域の割合を増やします。	現況値 (R04)	77.8%
	目標値 (R14)	80%

●緑や自然を身近に感じる市民の割合*

身近な公園緑地や緑地の整備、公共施設や民有地の緑化推進により、緑や自然を身近に感じることができると思う市民の割合を増やします。	現況値 (R04)	71.2%
	目標値 (R14)	78.4%

「つなぐ緑」 のための目標

多様な主体の参画を支援し、将来都市構造と連動した緑化推進や、新たなマネジメント手法による緑の活用など、市民をつなぐ緑のまちづくりをめざします。

●多様な主体が参画する公園数

多様な主体の参画による緑のまちづくりを推進することで、ワークショップを行い整備した公園、指定管理、愛護会により管理・運営されている公園数を増やします。	現況値 (R04)	125 箇所
	目標値 (R14)	133 箇所

●花や木を育てている市民の割合*

市民協働による緑化推進や、緑に関する普及啓発を通じて、市民が緑に関わる機会をつくり、身近な場所で花や木を育てている市民の割合を増やします。	現況値 (R04)	62.4%
	目標値 (R14)	66.4%

[用語の説明]

※住民 1 人当たりの都市公園面積：都市公園法における標準面積 10 m²/人 以上。

※身近な公園緑地の配置率：市街化区域内の都市公園の誘致圏（近隣公園：半径 500m、街区公園：半径 250m）、公共施設緑地の誘致圏（広場、児童遊園、遊園、緑地：半径 250m）のカバー率を配置率とする。

※緑や自然を身近に感じる市民の割合：市民アンケート調査の結果に基づく数値。

※花や木を育てている市民の割合：市民アンケート調査の結果に基づく数値。

第6章 具体的な施策の内容

1 「まもる緑」



● “環境をまもる緑”のまちづくり

緑の持つ環境保全機能が、生活環境や都市環境、地球規模の環境、生物多様性保全の役割を果たすことを再認識し、緑被地の維持・保全、市民の環境意識向上により、環境を“まもる緑”のまちづくりを推進します。

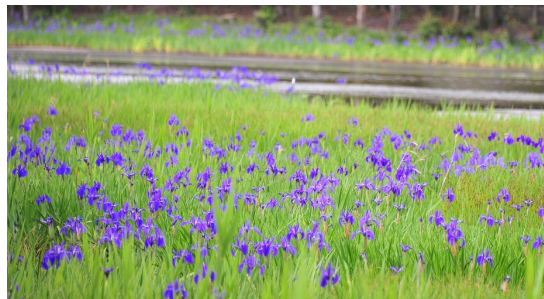
■ 生物多様性の確保に向けた水と緑のネットワークの形成

■ 小堤西池のカキツバタ群落の保全

・国指定の天然記念物である小堤西池のカキツバタ群落と東側の丘陵地は、本市でもっとも自然が豊かな地域であることから、緑地保全制度の活用を検討しつつ、持続的な保全を図ります。

■ 水辺環境と生物多様性への対応

- ・「緑の将来像図」において「河川軸」として位置づけられた境川、逢妻川、猿渡川と、それらを補完する支流の小河川や水路、道路とその周辺の緑化を推進することにより、水と緑のネットワークの形成を図ります。
- ・河川やため池などの改修には、多自然型工法などによる水辺環境づくりを推進し、新たな公園緑地などの整備の際には、在来種の緑化植物の使用に努めることなどにより、多様な生物の生息環境を保全します。
- ・北部地域に点在するため池は、本市の特徴的な自然的景観であり、生物多様性が高く、希少性の高い野生生物の生息空間となっていることから、洲原風致地区の維持とともに、保全を図ります。



小堤西池のカキツバタ群落(井ヶ谷町)



洲原風致地区(洲原公園)

■ 緑被地の保全

■ 本市を特徴づける緑の保全

- ・城下町の名残を感じさせ歴史的な趣のある亀城跡風致地区や、水と緑の自然共生空間である洲原風致地区など、市内に点在する景観資源とその周辺環境の保全を図ります。
- ・保存樹・保存樹林制度[※]による指定樹木・樹林の保全や、保安林及び地域森林計画対象民有林の保全、市内に点在する社寺林の保全に努めるとともに、害虫防除対策を行うなど、適正な管理に努めます。

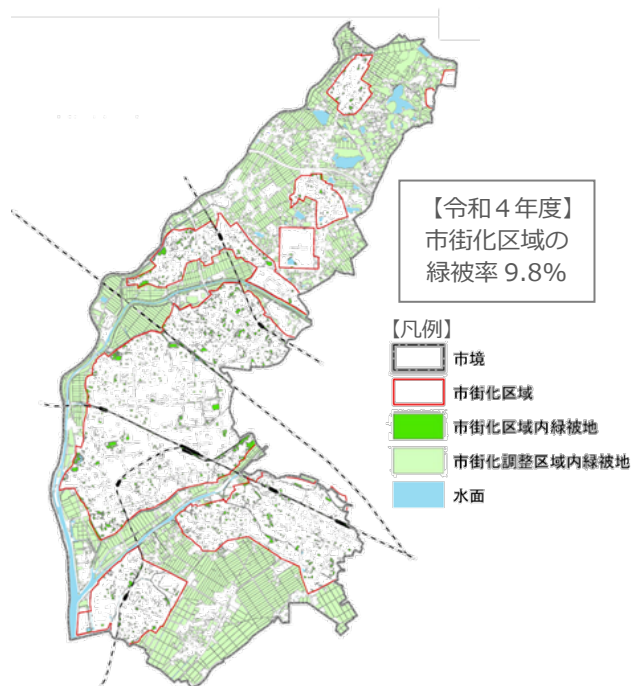


図 6-1 刈谷市の緑被状況

[用語の説明]

※保存樹・保存樹林制度：良好な都市環境を維持するために、樹木・樹林を所有者の同意を得て保存樹・保存樹林に指定し、維持管理費用の一部を補助する制度。

■農地の保全と活用

- ・良好な都市環境の形成に資する都市農地については、市街地内の貴重な緑地として、良好な緑地景観を創出するとともに、農業にふれる場や防災上のオープンスペースとして有効な空間となるため、特定生産緑地制度などの活用により、計画的に保全を図ります。
- ・市街地周辺に広がる農地は、環境の保全機能や、良好な景観を形成する機能などを有しているため、無秩序な開発を防止するなど保全に努めます。

緑の環境学習の推進

■環境問題に関する市民の意識啓発

- ・市民一人ひとりが地球環境問題や緑の持つ環境保全機能を理解し、環境意識が向上するように、緑に関する環境学習を推進します。

●市民の“安全をまもる緑”のまちづくり

自然災害リスクに対応する緑の“防災機能”を強化するとともに、遊具等の安全対策や公園緑地などの防犯対策など、日常の安全・安心を“まもる緑”のまちづくりを推進します。

防災・減災に資する緑の創出

■防災・減災機能の強化

- ・火災の延焼の遅延や防止、雨水の浸透・貯留、避難場所など、緑とオープンスペースが有する防災・減災機能を積極的に活用して災害リスクを軽減させる取組みを推進します。

都市公園の安全性確保

■都市公園の安全性の確保

- ・設置後 30 年を経過した都市公園が約 8 割となっているため、公園施設長寿命化計画や利用者の声を反映するなど、計画的に施設の更新や修繕を行うことにより、公園施設を安全に利用できるように努めます。

■植栽の適正管理による安全・安心の向上

- ・公園の植栽、街路樹の適正管理や生育環境の改善などにより、防犯面や災害リスクの低減など、安全・安心の向上に努めます。



景観農園としての農地の活用（高須町）



田園風景（泉田町）



地区の防災訓練の様子（セントラルパーク）

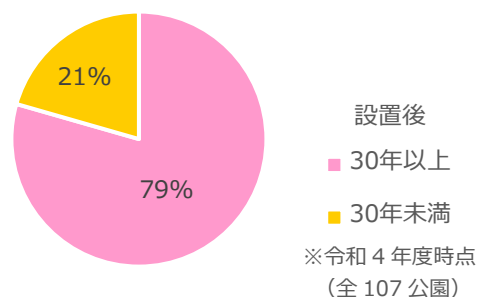


図 6-2 設置後 30 年以上経過した都市公園の割合

2 「つくる緑」



●都市の“活力をつくる緑”のまちづくり

持続可能な成熟した都市を形成するために、地域の歴史や文化資源、地域の個性や強みをいかし、民間との連携を図るなど、都市の活力を“つくる緑”のまちづくりを推進します。

また、本市の魅力を発信する5つの公園を対象に、地域の魅力向上や緑豊かな潤いのあるまちづくりを推進するため、誰もが行きたくなくなる魅力あふれる公園の実現をめざします。

地域の特性をいかす緑の拠点づくり

■にぎわいをつくる緑の拠点づくり

- ・洲原公園は、周辺の自然環境や充実した施設をいかし、市民の心と体の健康づくりの拠点として、拡充・機能強化を図ります。
- ・岩ヶ池公園は、周辺の豊かな自然環境や刈谷スマートインターチェンジ、パーキングエリアの機能をいかし、レクリエーションの拠点として拡充・機能強化を図ります。
- ・刈谷市総合運動公園は、刈谷市のスポーツ・レクリエーション拠点として、拡充・機能強化を図ります。
- ・フローラルガーデンよさみは、産業遺産の活用と合わせ、花と緑や健康づくりを通じた市民交流により、幅広い世代が楽しめる公園として、拡充・機能強化を図ります。

■歴史文化をいかした緑の拠点づくり

- ・桜の名所として市民に親しまれる亀城公園は、本市のシンボルとして、歴史博物館の活用と合わせて、隅櫓の復元をはじめとした歴史公園化の整備を推進するとともに、拡充・機能強化を図ります。
- ・社寺等の文化財が分布する『歴史の小径*』を含む「歴史保全エリア」に位置づけられている地域の緑の保全を図ります。

【にぎわいをつくる緑の拠点づくり】



洲原公園（井ヶ谷町）



岩ヶ池公園（東境町）



刈谷市総合運動公園（築地町）



フローラルガーデンよさみ（高須町）

【歴史文化をいかした緑の拠点づくり】



亀城公園（城町）

【用語の説明】

※歴史の小径：刈谷市内に存在する史跡や社寺などをめぐるルートを地区ごとに『歴史の小径』としてパンフレットで紹介している。

民間との連携による公園の魅力の創出

■ 民間との連携による公園の魅力の創出

- ・ 民間との連携により都市公園の質の向上と公園利用者の利便性の向上を図るため、指定管理者制度や公募設置管理制度（Park-PFI）※などの活用による公園整備を推進します。

各地域の顔となる緑のまちづくり

■ 中心市街地の彩りある緑のまちづくり

- ・ 刈谷駅及び刈谷市駅を含む中心市街地一帯は、本市の玄関口にふさわしい彩りと潤いある市街地景観を、花と緑によって創出します。

■ 緑化重点地区※の緑のまちづくり

- ・ 5地区の緑化重点地区については、継続して、重点的かつ先導的に緑に関する施策を行う地区として、緑のまちづくりを推進します。

■ 地域の顔となる公園づくり

- ・ 近隣公園など、地域の顔となる公園緑地の魅力向上を図るために、公園の利活用を推進し、必要に応じて再整備等を行います。

【Park-PFI を活用した公園の魅力の創出】 イメージパース(応募書類より抜粋)



ミササガパーク（半城土西町）

【再整備などの公園の魅力向上】



狩野公園（一ツ木町）

【公園の利活用】



南桜街園（南桜町）



日高公園（日高町）



セントラルパーク（大手町）

[用語の説明]

※公募設置管理制度（Park-PFI）：飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のこと。

※緑化重点地区：都市緑地法に基づき、「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことを指す。

3 「たかめる緑」



●生活の“質をたかめる緑”のまちづくり

自然とのふれあい、健康増進、日々のストレスの軽減、子どもの健全な成長を促す役割など、市民の健康で豊かな暮らしを支え、生活の質を“たかめる緑”のまちづくりを推進します。

身近な緑の確保

■身近な公園緑地の整備拡充

- ・身近な公園や緑地が不足する地域では、生産緑地地区や空地などを活用して、街区公園の整備を推進するとともに、市街化区域の拡大予定地については、適正な公園緑地の配置計画を行います。

■新たな生活様式に対応した公園の機能拡充

- ・新型コロナウイルス感染症対策を契機とした新たな生活様式に対応するために、公園等のオープンスペースの柔軟かつ多様な利活用を推進するとともに、公園の機能拡充を図ります。

■開発行為による緑の確保

- ・開発行為については、周辺区域の状況を勘案しつつ、緑地の保全と積極的な緑化に取り組むように、適切な指導を継続します。

■身近な公園緑地の施設更新

- ・市民に身近な街区公園などについては、ベンチ等の公園施設の補修・更新を行います。

緑地・緑道※の整備

■都市緑地などの整備

- ・市民が散策などを楽しめるよう、河川敷や用水敷などを活用し、緑道の整備を推進します。
- ・逢妻川の桜づつみや、亀城公園周辺の桜並木など、「桜のみち」の整備を推進します。
- ・逢妻川の未整備区域の整備をはじめ、「河川軸」を中心に新たな都市緑地の整備を検討します。

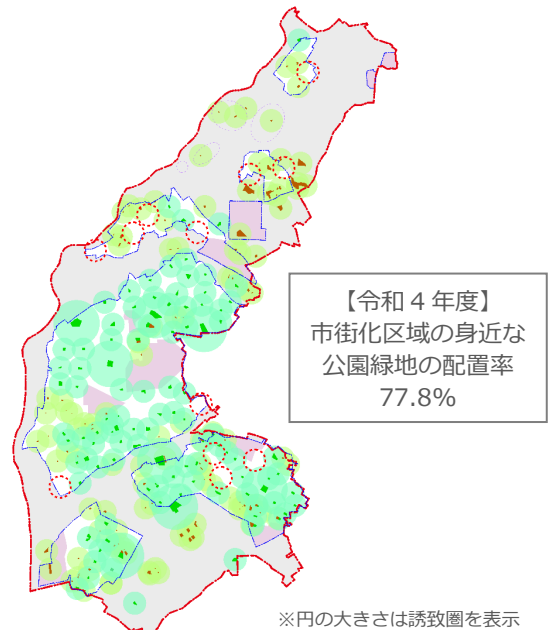
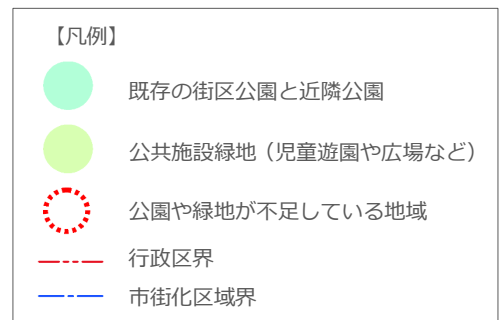


図 6-4 身近な公園緑地の配置図



逢妻川の桜づつみ（築地町）



亀城公園周辺の桜並木（城町）

[用語の説明]

※緑道：都市公園の一種。市街地を中心に設けられる歩行路、あるいは自転車路。通勤、通学、買い物などに利用される。

多様なニーズへの対応

- ユニバーサルデザインに配慮した公園整備
 - ・トイレの洋式化など、子どもや高齢者をはじめ、誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進します。
 - ・誰もが一緒に遊ぶことができるインクルーシブな遊び場がある公園※の整備を推進します。
- 市民の健康増進に資する環境づくり
 - ・市民の健康づくりのニーズに対応し、ウォーキングコースや健康遊具などの整備を推進します。
- 福祉・子育て支援の環境づくり
 - ・公園が持つオープンスペースを活用し、福祉・子育て施策などと連携した取組みを検討します。



ウォーキングコース（フローラルガーデンよさみ）



子育て世代の環境づくり（洲原公園）

美しい都市景観の形成

- 公共施設の緑化推進
 - ・公共施設では、敷地や建物の状況に応じて、屋上・壁面緑化やグラウンド緑化など、様々な方法による緑化の推進を図ります。
- 民有地緑化の推進
 - ・市内の住宅、店舗、事務所などの民有地緑化を推進するために緑化推進基金を活用した「刈谷市民有地緑化補助事業」による、生垣設置、屋上・壁面緑化を推進します。
 - ・本市の特徴である大規模工場など一定規模の民有地緑化事業に対しては、愛知県の「あい森と緑づくり事業」を活用した「緑の街並み推進事業」により、生垣設置、屋上・壁面緑化や公開空地※の緑化など、緑豊かな潤いあるまちづくりを推進します。
 - ・市街化区域の拡大予定地においては、地区計画※などの活用を検討を行うなど、緑化を推進します。
 - ・中心市街地において地区計画や緑化地域※制度などを活用した緑化の推進手法を検討し、その後、まちづくりの進展と合わせて市街化区域全域において、中心市街地同様に緑化の推進手法の検討を行います。



屋上緑化（市内企業）



壁面緑化（市内企業）

[用語の説明]

※インクルーシブな遊び場がある公園：年齢や性別、能力、経済的・社会的背景などの違いにかかわらず、すべての人が遊ぶことができる公園。

※公開空地：オープンスペースの一種。1971年に創設された総合設計制度に基づいて設置され、開発プロジェクトの対象敷地に設けられた空地のうち、一般に開放され自由に通行または利用できる区域のこと。

※地区計画：地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市区町村とが連携しながら、地区のめざすべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく手法。

※緑化地域：都市緑地法に基づき、都市計画区域内の「用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域」のこと。

4 「つなぐ緑」



●“市民をつなぐ緑”のまちづくり

新たな時代に向けた緑のまちづくりを進めるためには、緑が持つ多様な機能を発揮させる必要があり、様々な主体による緑を活用する取組みにより、市民を“つなぐ緑”のまちづくりを推進します。

多様な主体の参画による緑のまちづくり

■都市緑化関係団体の育成・活用

- ・「みどり法人」制度[※]の拡充を活用した民間主体による緑地の保全・整備を推進します。
- ・みどりの少年団[※]などの緑化推進活動を支援し、緑を育てる人材の育成に努めます。

■市民や民間企業の緑化活動の支援

- ・花苗・苗木の配付やコミュニティ花壇の設置を推進するとともに、花壇・ビオトープ[※]の管理など、地域の河川愛護活動を支援します。
- ・フローラルガーデンよさみにおいて「緑の相談窓口[※]」を設けて、市民のガーデニングなどの相談に対応します。

■市民協働による緑化推進

- ・愛護会制度の充実やアダプト制度[※]の活用により、市民や事業者などによる公園や道路などの維持管理活動を推進します。
- ・公園緑地の計画段階から運営管理にわたり、子どもから高齢者まで様々な世代が参画する市民参加型のワークショップなどを行い、実際の利用者である市民の要望が反映された公園緑地の整備を図ります。

■指定管理者制度の運営支援

- ・多様化する市民ニーズに対応し、指定管理者制度を活用したより魅力的で個性的な公園管理運営により、公園需要拡大を図ります。
- ・指定管理者など、民間事業者の公園管理運営に関しては、定期的に適正な評価を実施し、事業者とともに公園の魅力向上に努めます。



みどり少年団の活動の様子



ガーデニング講座（フローラルガーデンよさみ）



市民参加型のワークショップ
（（仮称）北屋敷公園ワークショップより）



マルシェの様子（フローラルガーデンよさみ）

[用語の説明]

※「みどり法人」制度：地方公共団体以外のNPO法人やまちづくり会社などの団体が「みどり法人」として緑地の保全や緑化の推進を行う制度。これにより、民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取組みが推進できる。

※みどりの少年団：緑とのふれあいを通じて、緑と親しみ、緑を守り育てる心を養うと同時に、その活動を通じて、緑化思想の高揚と緑への正しい知識を身につけるなど、情操豊かな人間に育つことを目的に結成された児童・生徒の自主的な団体。

将来都市構造と連動した緑のまちづくり

■多面的な公園利用や公園の再編

- ・緑とオープンスペースを最大限に活用するために、社会福祉施設や雨水貯留施設の整備など、多面的な公園利用を検討します。
- ・刈谷駅周辺など将来都市構造と連動したまちづくりとして、必要に応じて公園ストックの再編などを検討し、緑のまちづくりを推進します。

■新たなマネジメント手法による緑化推進

- ・緑地空間やオープンスペースを確保するために、市民緑地認定制度※を活用し、市街地内の緑化を推進します。
- ・地域のにぎわい創出に寄与し、都市公園利用者の利便性の向上に資する活動を支援するために、公園の活性化に関する協議会の設置を検討します。



市民緑地のイメージ

出典:市民緑地認定制度活用概要
(国土交通省 2017.6)

緑に関する普及啓発

■緑の情報発信

- ・市の広報やホームページなどにより、緑に関する計画やイベントなどの情報発信の充実を図ります。
- ・緑化を促進する支援制度の周知・PRを積極的に実施し、利用の向上に努めます。

■緑化イベントの開催

- ・造園教室や講習会などの開催により、緑に関する知識や技術を習得する場の提供を図ります。
- ・植樹祭や緑に関する講演会などのイベントの開催に努めます。
- ・市民の主体的な緑化活動を啓発するため、愛護会などにおける優秀な緑化活動に対して表彰などを行います。



公園のオープニングイベント（井ヶ谷町）



緑化イベント（フローラルガーデンよさみ）

[用語の説明]

※ビオトープ：都市化などによって失われた生態系を復元し、本来その地域にすむ生物が生息できるようにした空間。

※緑の相談窓口：市民が気軽に「花と緑」に関する相談をすることができる場。

※アダプト制度：行政が公園や道路などについて、市民や事業者などと協働で定期的に美化活動を行うために契約する制度。

※市民緑地認定制度：都市緑地法に基づく、民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。

第7章 緑化重点地区計画

1 緑化重点地区の設定

■緑化重点地区とは

本市の重点的な緑化施策に加え、市民及び事業者などの多様な主体において、それぞれの立場で自主的な緑化推進が積極的に行われることを期待し、市民の緑化意識の高揚を促すとともに、緑の基本計画がめざす緑の将来像を具体化するために緑化重点地区を指定します。

「重点的かつ先導的に施策を行う地区」として緑の保全と緑化を推進

■緑化重点地区の設定範囲

本市では、以下の5地区を緑化重点地区とします。

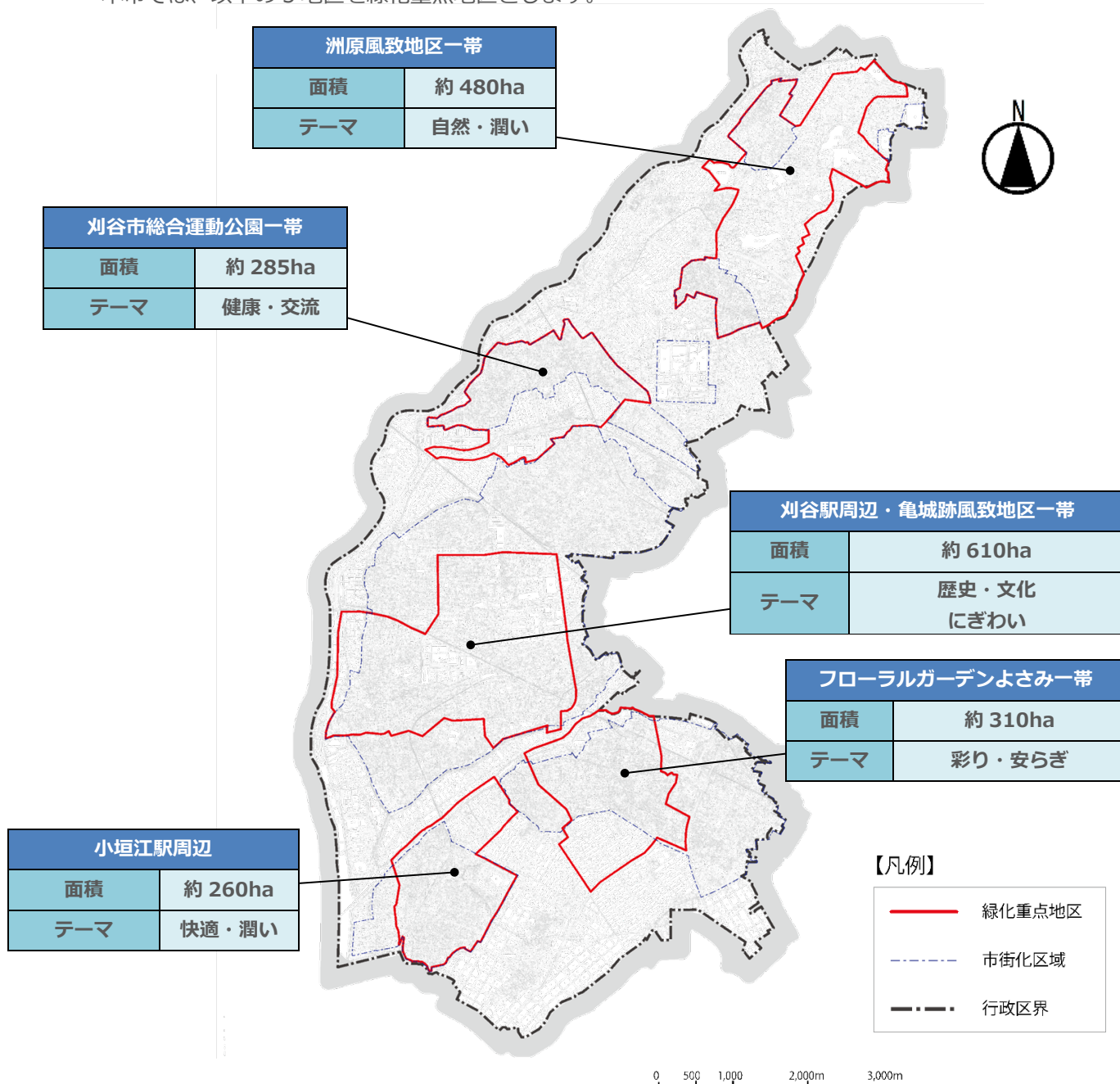


図 7-1 緑化重点地区の位置

2 洲原風致地区一帯

地区の緑づくりのテーマ 自然・潤い

■現状と課題

- ・国指定の天然記念物である小堤西池のカキツバタ群落の保護活動を継続し後世に引き継いでいくことが重要です。
- ・岩ヶ池公園は刈谷スマートインターチェンジやパーキングエリア機能をいかしたレクリエーション拠点としての機能拡充が必要です。
- ・井ヶ谷地区や東境地区の市街化区域では、身近な公園や緑地が不足しています。

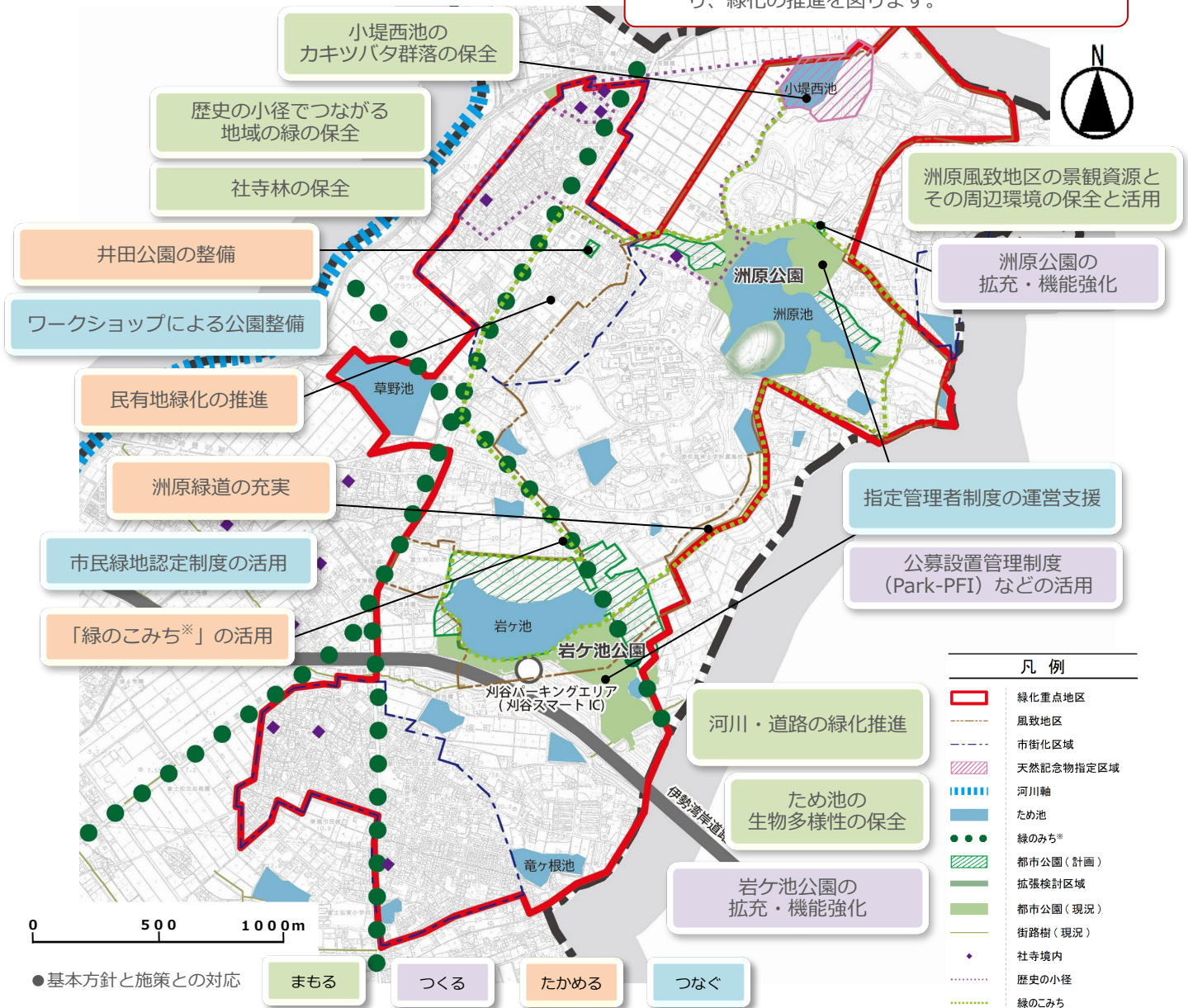
■地区の緑づくり方針

市域唯一の丘陵地とため池群が作りだす美しい景観を保全し、洲原公園の拡充・機能強化を図るとともに、スマートインターチェンジやパーキングエリア機能をいかしたレクリエーション拠点として岩ヶ池公園の拡充・機能強化を図り、自然と潤いあるまちづくりを進めます。

《主な施策の内容》

- 洲原公園の拡充・機能強化を図り、市民の余暇の充実や健康増進の機会充実を図ります。
- 岩ヶ池公園の拡充・機能強化とともに、刈谷スマートインターチェンジ周辺の緑の保全・緑化を推進します。
- 井ヶ谷地区や東境地区を緑化重点地区に含め、公園整備や市民緑地認定制度の活用などにより、緑化の推進を図ります。

■地区の緑づくりの方針図



[用語の説明]

- ※「緑のみち」：緑の将来像図で定めた緑の軸の一つ。本市の水と緑のネットワークを形成する街路樹や沿道緑化などによる幹線道路軸。
- ※「緑のこみち」：本計画の緑化重点地区で定め、主要な公園を結び、地区内を周遊できる歩行者ネットワーク。

3 刈谷市総合運動公園一帯

地区の緑づくりのテーマ 健康・交流

■現状と課題

- ・刈谷市総合運動公園は、本市のスポーツ・レクリエーション拠点として利用者が多く、さらなる拡充・機能強化が求められています。
- ・市民の健康増進のために、ウォーキングやサイクリングなどを楽しむ逢妻川緑地の拡張整備が必要です。
- ・今川地区や泉田地区は、身近な公園や緑地が不足しています。

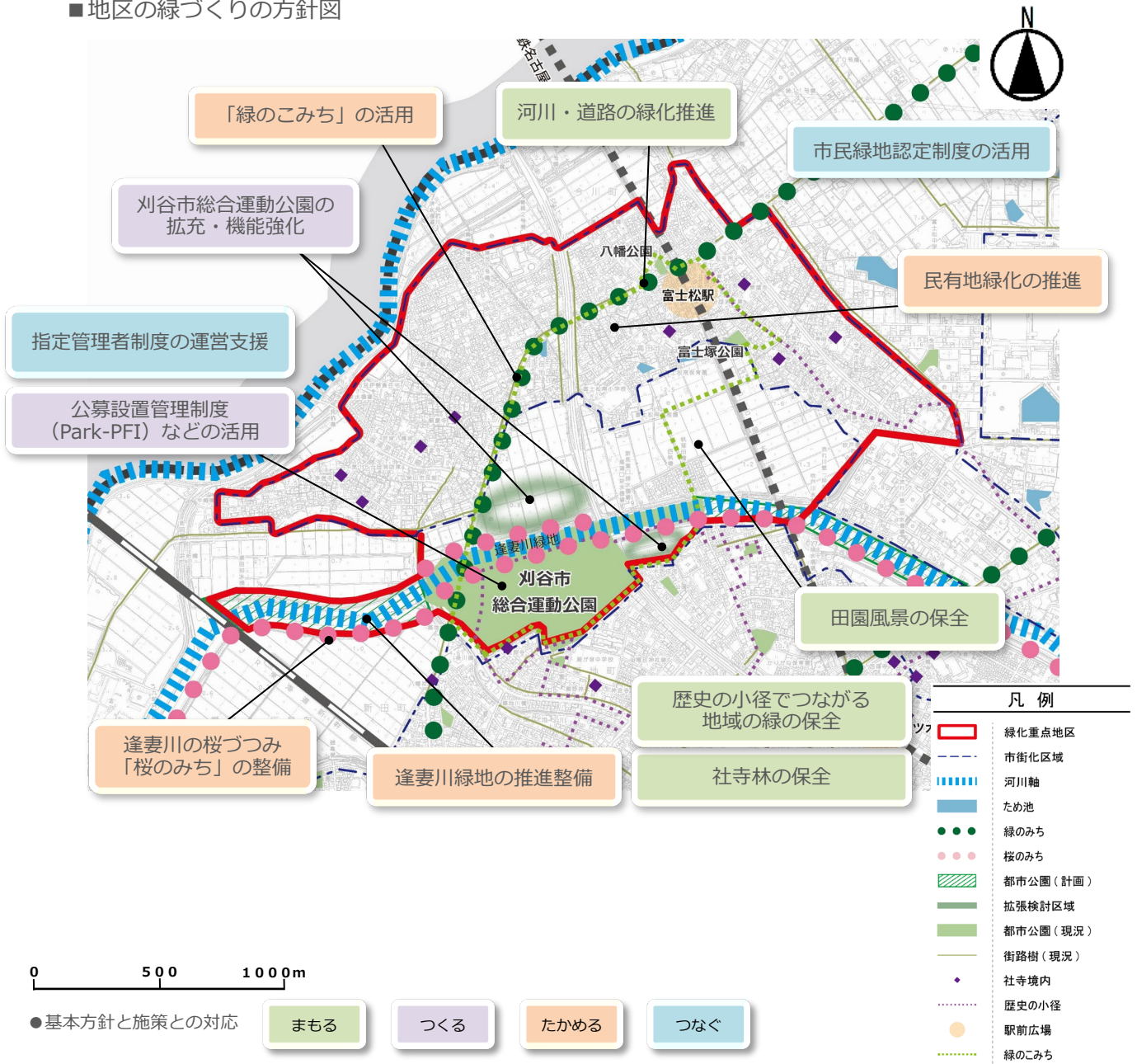
■地区の緑づくり方針

刈谷市総合運動公園を核として、逢妻川緑地や桜つつみの整備、民有地の緑化を推進し、市民の多様なニーズに対応できる、健康増進や交流促進を図ることができるスポーツ・レクリエーション拠点の形成をめざします。

《主な施策の内容》

- 刈谷市総合運動公園の拡充・機能強化と逢妻川の桜つつみの整備を継続して推進します。
- 今川地区や泉田地区を緑化重点地区に含め、公園整備や市民緑地認定制度の活用などにより、緑化の推進を図ります。

■地区の緑づくりの方針図



4 刈谷駅周辺・亀城跡風致地区一帯

地区の緑づくりのテーマ 歴史・文化・にぎわい

■現状と課題

- ・ 中心市街地は、民間活力をいかした市街地再開発などの高度利用の進展に合わせて、公開空地や市民緑地など緑とオープンスペースの確保が望まれます。
- ・ 既成市街地では、低未利用地の活用などにより緑化を推進し、潤いある市街地景観の創出が必要です。
- ・ 亀城跡風致地区周辺は、多くの歴史・文化資源が残る歴史保全エリアとしての緑の保全が必要です。
- ・ 亀城公園は、歴史博物館の活用と合わせて歴史公園化の整備を推進し、拡充・機能強化が求められます。

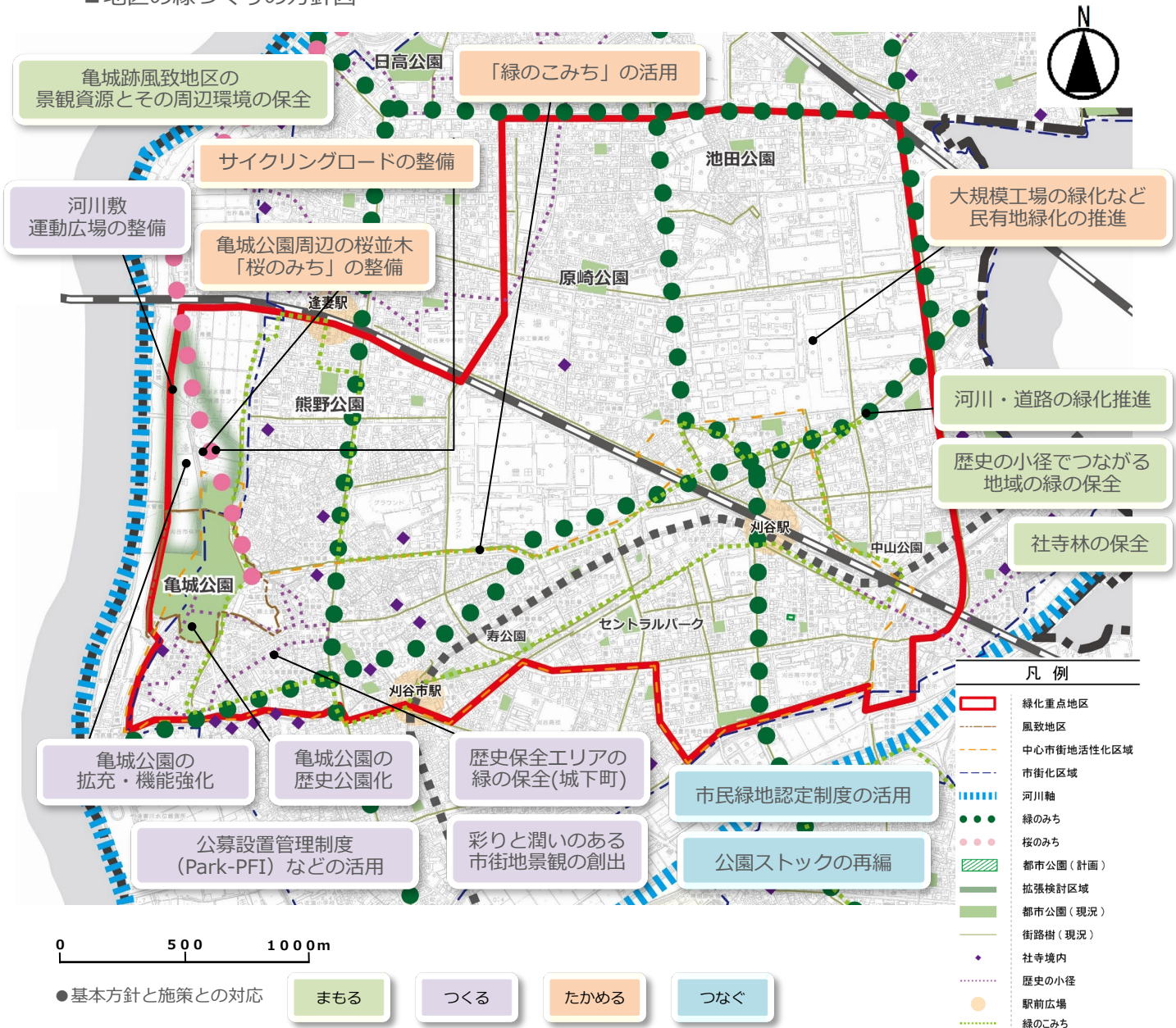
■地区の緑づくり方針

刈谷駅から刈谷市駅にかけての中心市街地は、重点的に都市づくりを推進する地区であり、民間活力をいかした緑のまちづくりを推進し、亀城跡風致地区一帯は、自然的景観の維持を図り、城下町の名残を感じさせる歴史や文化を尊重したまちづくりを進めます。

《主な施策の内容》

- 刈谷駅と刈谷市駅にかけての中心市街地地区を緑化重点地区に指定し、中心市街地のにぎわいをつくる緑化を推進します。
- 亀城公園周辺の八幡町周辺から逢妻駅南部を緑化重点地区に含め、「桜のみち」の整備などにより、緑化の推進を図ります。

■地区の緑づくりの方針図



5 フローラルガーデンよさみ一帯

地区の緑づくりのテーマ 彩り・安らぎ

■現状と課題

- ・フローラルガーデンよさみやミササガパーク（猿渡公園）は利用者が多く、さらなる拡充・機能強化が必要です。
- ・市街化区域の拡大に伴い、都市公園や緩衝緑地などの整備を検討する必要があります。
- ・野田町の西部地区は、身近な公園や緑地が不足しています。

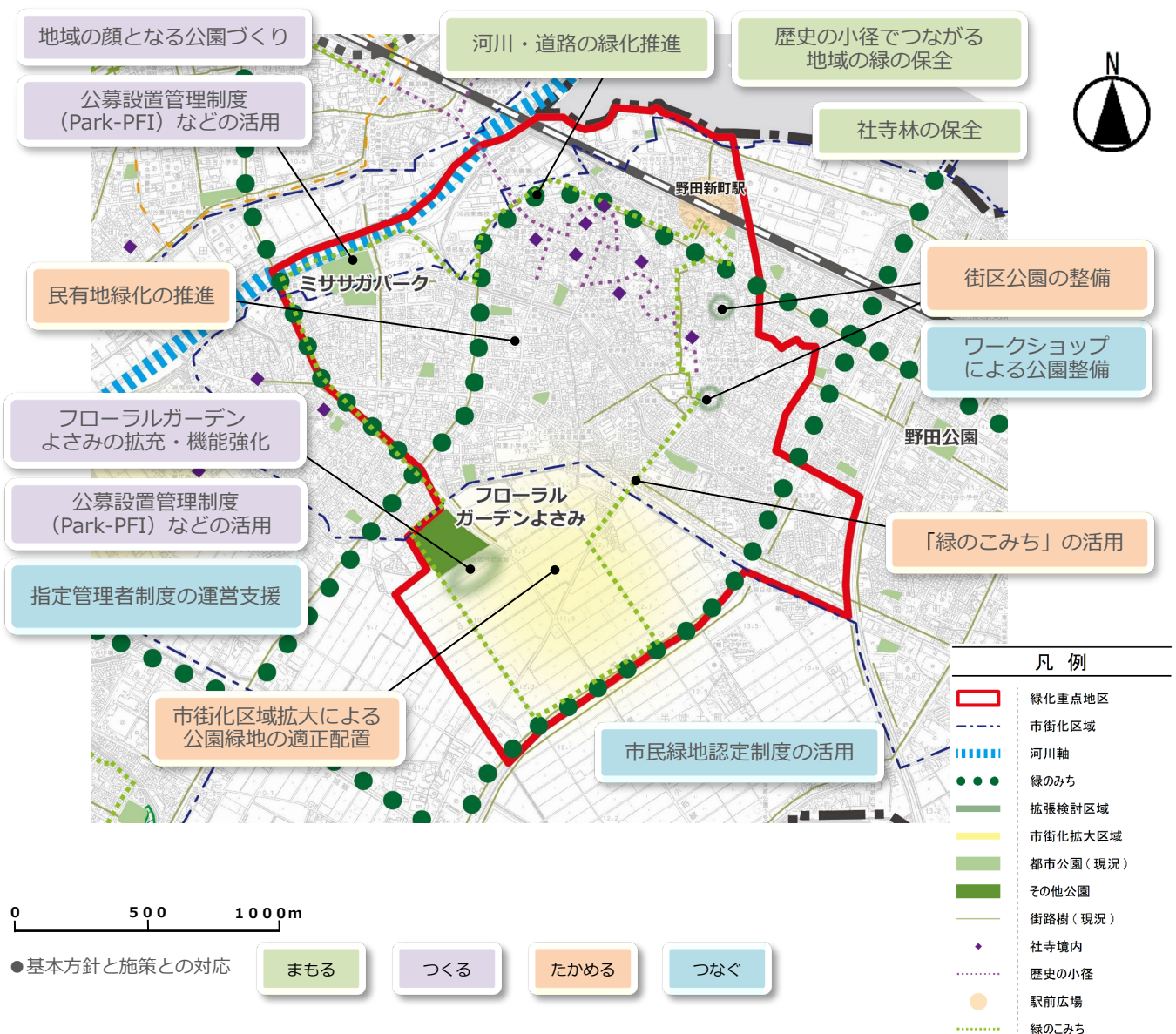
■地区の緑づくり方針

フローラルガーデンよさみとミササガパークの2つの特色ある公園を活用し、民有地の緑化を推進するとともに、野田八幡宮などの社寺林の保全を図り、花と緑が豊かなまちづくりを進めます。

《主な施策の内容》

- フローラルガーデンよさみやミササガパークを核として、「緑のみち」や「緑のこみち」、「歴史の小径」を活用して地区全体の緑の保全・緑化を推進します。
- 野田町の西部地区を緑化重点地区に含め、公園整備や市民緑地認定制度の活用などにより、緑化の推進を図ります。

■地区の緑づくりの方針図



6 小垣江駅周辺

地区の緑づくりのテーマ 快適・潤い

■現状と課題

- ・小垣江公園の一部が未整備となっています。
- ・市街化区域の拡大予定地については、適正な公園緑地の配置計画が必要となります。
- ・小垣江駅西側の市街地は、身近な公園や緑地が不足しています。

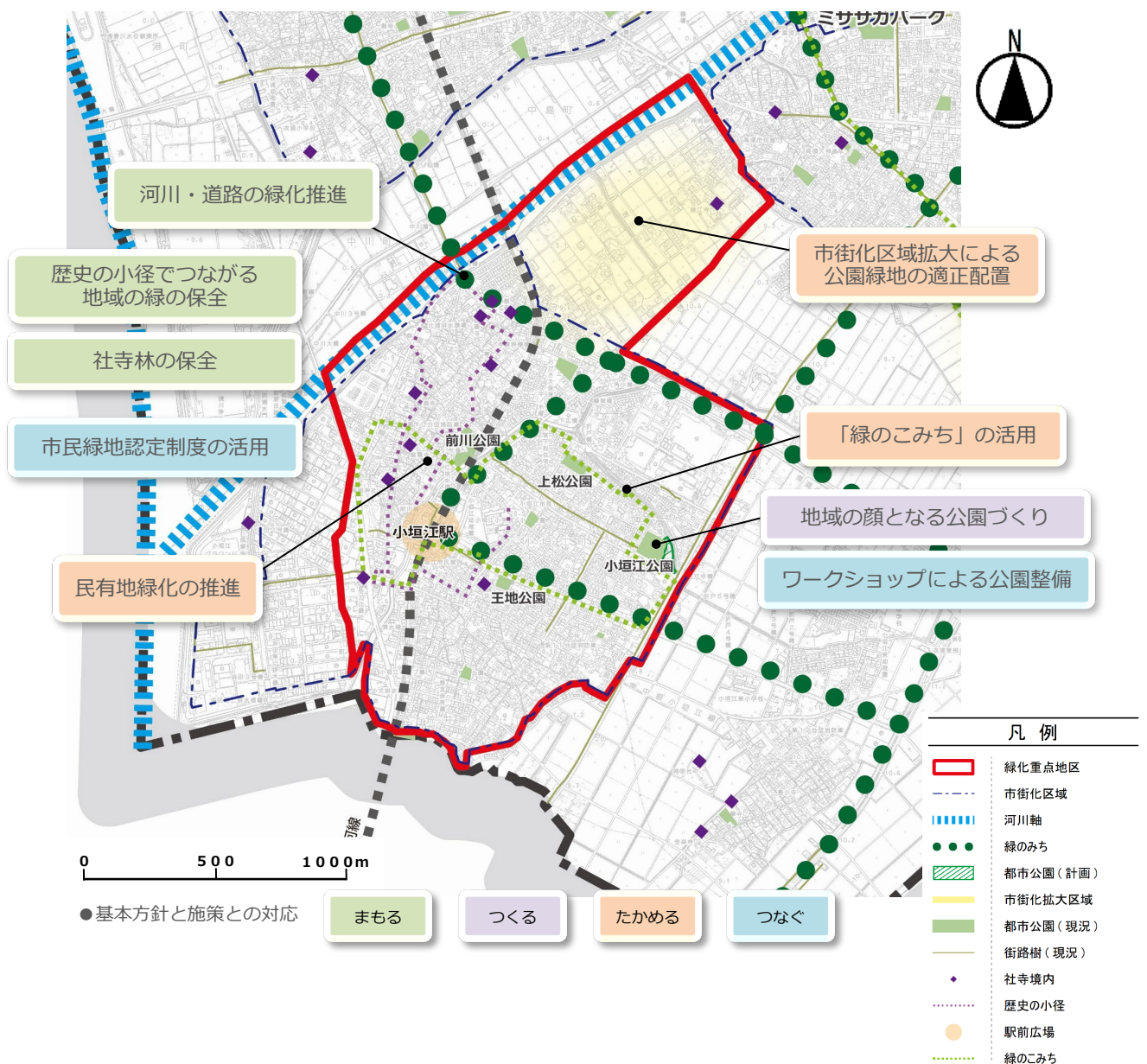
■地区の緑づくり方針

生活利便性の高い市街地の形成をめざす小垣江駅周辺においては、ワークショップなどを通じて整備した公園を活用するとともに、公園や緑地が不足する地域の緑の創出を図り、快適で潤いのあるまちづくりを進めます。

《主な施策の内容》

- 小垣江駅西側の市街地地区を緑化重点地区に含め、公園整備や市民緑地認定制度の活用などにより、緑化の推進を図ります。
- 「歴史の小径」と「緑のこみち」を活用して小垣江駅周辺の緑に保全・緑化を推進します。

■地区の緑づくりの方針図



第8章 計画の実現に向けて

1 緑のまちづくりに向けた役割認識

本計画による緑のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識しつつ、多様な主体の参画による緑のまちづくりの推進が必要となります。また、これまで以上に市民協働や民間との連携による緑の活用が求められ、まちづくりや緑の専門家の支援のもと、共存・協働体制を築き、実行していくことが重要です。

■市民・事業者・行政・専門家の役割

市民

市民一人ひとりが地球環境問題や緑の持つ環境保全機能を理解し、環境意識を持つことが大切であり、その上で、市民自らが自分ごととして地域の緑の保全や緑化活動に参画するとともに、健康づくりや地域コミュニティ活動において、積極的に緑を活用することが重要です。

事業者

CSR 活動※の一環として、屋上・壁面緑化や駐車場緑化などの環境対策などに取り組むとともに、自治体や市民活動団体などとの連携により、地域とのつながりを深め、地域社会の持続的な発展に貢献するなど、積極的な社会貢献活動が求められています。

また、持続可能な質の高い魅力と活力ある緑のまちづくりを進めるためには、民間との連携を加速させる必要があり、新しいアイデアの提案や柔軟な取組みなど、事業者の積極的な緑のまちづくりへの参画が求められます。

行政

本計画の具体的な施策を推進するとともに、施策の取組み方を見直し、市民や事業者との協働体制づくりや緑に関する活動が促進するような機会の提供などを図り、緑のまちづくりが発展するための環境整備を進めます。

専門家

本計画の具体的な施策を円滑に実行するため、緑のまちづくりや生態系の保全などに関する技術的な支援を行います。



市民と専門家の協働による構想づくり
(魅力あふれる構想づくり構想 市民公園づくり会議より)

[用語の説明]

※CSR活動：「Corporate Social Responsibility」の略。「企業の社会的責任」の意味。法令順守はもとより、地球環境への配慮や地域社会への貢献など企業が果たすべき責任のこと。

2 計画の進行管理

本計画による緑のまちづくりの進行管理については、行政において PDCA サイクルに基づく進行管理を行うとともに、市民の目線による進行管理を行うことが重要です。

■PDCA サイクルに基づく進行管理

本計画に基づき実施する施策の進行管理は、本市の「緑の将来像」を実現するための成果指標として設定した数値目標を活用し、PDCA サイクルにより、事業の進捗状況を確認（評価）するとともに、必要に応じて計画の見直し（改善）を行い、柔軟的に計画を推進します。

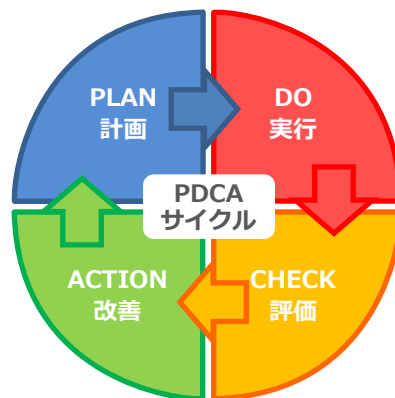


図 8-1 PDCA サイクルに基づく進行管理のイメージ

■市民の目線による進行管理

行政だけでなく、市民の目線による進行管理を行うために、定期的（概ね2年に1度）に実施される「市民意識調査（市民アンケート）」による市民の意識や満足度、公園の指定管理者による「公園利用者の意見・要望」の聴取などの確認（評価）を継続的に行います。

市の木 クスノキ（昭和46年8月28日指定）

暖かい地方に多く自生する常緑高木で、刈谷市の気候にもよく適合し、生長も早く公害にも強く、市内にも巨木が多く見られる。

市指定天然記念物に指定された唯一のクスノキが元町の専光寺の境内にあり、美しい樹形をなしています。

蓮如上人御手植えと伝わるこのクスノキは、高さは約18mで目通り幹周りは6mを越え、樹齢約500年といわれています。



市の花 カキツバタ（昭和46年8月28日指定）

中部地方から北の水湿地に群生する多年草で、初夏に濃紫色の花が咲く。愛知県の花にも指定されており、市内では小堤西池のカキツバタ群落が昭和13年8月8日国の天然記念物に指定されている。

古くから日本人に愛され、万葉集や伊勢物語、屏風絵など美術品のモチーフとしてもしばしば取り上げられています。





第3次
刈谷市 緑の基本計画

発行／令和5年3月 発行者／刈谷市
編集／都市政策部公園緑地課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地
TEL: 0566-62-1023 FAX: 0566-23-9331